

テクニカルライン

FASB - ガイダンス案

信用損失への対応 FASBの減損モデル案

目次:

概要	1
現在の期待信用損失	4
範囲	5
認識及び測定	6
FV-OCI測定に分類される金融商品に 対する実務上の簡便法	10
受取利息	13
特定の金融商品に関する検討	15
貸出金	15
負債性証券	18
購入時点で信用状態が棄損している 金融資産 (PCI資産)	20
債権	23
開示	25
発効予定日	27
経過措置	27
コンバージェンス (収斂)	27
次のステップ	28
付属資料: FASBの提案とIASBのモデル との比較	29

重要ポイント

- ▶ FASBは、貸出金、負債性証券、営業債権、リース債権及びその他の債権に関する信用損失を会計処理するための、すべての企業に適用される単一の原則主義に基づくモデルを提案した。
- ▶ 各報告日現在の期待信用損失引当金は、回収が期待されない契約上のキャッシュ・フローに関する現在の見積りを表すことになる。
- ▶ また本提案は、購入時に信用状態が毀損している資産（以下、PCI資産）及び負債性証券の受取利息に対する会計処理を変更することになる。
- ▶ IASBは別途、両審議会が共同で作成中の3区分モデルに基づく信用損失モデルを提案することになる。
- ▶ 本提案に対するコメント提出期限は2013年4月30日である。

概要

米国財務会計基準審議会（以下、FASB又は審議会）は、償却原価（以下、AC）又は、公正価値で評価し評価差額をその他の包括利益で認識する（以下、FV-OCI）すべての金融資産に対する単一の信用損失モデルを提案した。この提案（以下、本提案）は金融サービス業界だけでなく、業界を問わずすべての企業に対して適用される。

本提案は、現行の発生損失モデルが、一部の金融資産に対する損失認識を遅らせた（少なすぎて遅すぎた）という、昨今の金融危機から生じた批判に対処することを意図している。

本提案は、現在の実務で行われているよりも早い段階で信用損失を認識することを目指した、期待信用損失の見積りに基づくものである。これは現行のUSGAAPにおける会計処理とは大幅に異なっている。本提案の主な内容は下記の通りである：

- ▶ リース債権及びローン・コミットメント、営業債権を含む負債性金融商品に該当するすべての金融資産に対する、信用損失の会計処理に関する単一のアプローチを設定する
- ▶ 現行のUSGAAPにおける、信用損失の認識に対する可能性の高い(probable)という閾値の撤廃、及び金融資産に関する期待信用損失引当金に対し、回収が期待されない契約上のキャッシュ・フローに関する企業の現在の見積りを反映させることを求める
- ▶ 合理的かつ裏付け可能な予測を含む、関連する情報を考慮して、信用損失の見積りを行うことを求める
- ▶ 高格付の負債性証券であれ、ほぼすべての負債性金融商品に関して期待信用損失に対する引当金を認識し、負債性証券に対する受取利息の認識方法を変更する
- ▶ 取得日に引当金の認識を求めることで、PCI資産の会計処理を変更する

本提案は、FASBと国際財務会計基準審議会（IASB、以下両者をあわせて両審議会）が共同で整備しつつあったアプローチ（3区分アプローチ）とは異なっている。IASBは別途、2013年の第一四半期中に、3区分モデルに基づく公開草案を公表することになるだろう。

本紙は、企業が本提案による影響を評価するにあたって、提案に関する理解を深め解釈できることを企図している。末尾の付属資料の中では、IASBが策定中の3区分モデルに関する暫定的な決定とFASBの本提案との比較を行っている。

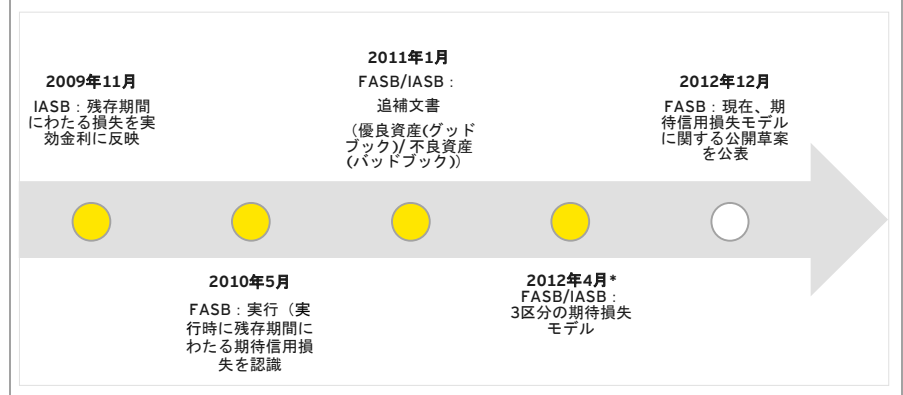
Ernst & Youngの見解

本提案が多数にわたる現行のガイダンスを撤廃する一方、本提案そのものは原則主義に沿った、比較的簡潔なものである。本提案を実務に適用するにあたっては多数の判断と解釈が必要になるだろう。信用損失の測定は変化するであろうが、この手法に利用されるインプットを変える必要があったとしても、信用損失を見積もるために現在利用されているメソドロジーの多くは、おおむね継続して利用可能であることが本提案では明確にされている。

背景

金融危機が発生したことにより、金融資産の減損の認識の遅れや、現在使われている会計モデルの複雑さが財務報告上の弱点として指摘されてきた。両審議会は、これまでにそのような懸念に対処するため多数の提案を公表している。

図 1 - 各種の信用損失モデル案の導入スケジュール予定



IASBは当初金融資産の実効リターンに注目し、(信用調整した実効金利などを通じ) 受取利息を減らすことで期待信用損失を認識し、当該資産の残存期間にわたって各報告日に償却原価ベースを再評価することを提案した。FASBは当初、企業に対し、報告日現在の経済状況が金融資産の残存期間にわたって変わらないという仮定のもとでの当該資産に係る残存期間にわたる信用損失を認識することを提案した。関係者はこのモデルの複雑さに加え、どのように特定の概念を適用すべきかに懸念を表明した。また関係者は両審議会に対し、収斂した解決策を整備するよう働きかけた。

両審議会は、企業が現在行っているよりも早い段階で信用損失を認識すべきだという点には同意したが、IASB及びFASB(両審議会)は、どのようにそれを行うかで相違がある。

それに応え両審議会は、共同で資産を「グッドブック(優良資産)」と「バッドブック(不良資産)」のどちらかに区分するよう求めるモデルを提案した。グッドブックに対する信用損失は時間按分して認識され、予見可能な将来に見込まれる損失と等しい金額を引当金(又はフロア)として認識され、バッドブックの資産の場合には、信用損失全体の金額が即座に認識されることになっていた。関係者はおおむね、このモデルは複雑すぎて、どの時点で資産をグッドブックとバッドブックの間で移転すべきか、予見可能な将来とはどのような場合かなど、実務上このモデルをどのように適用すべきか、多数の疑問を呼ぶと考えた。

その後両審議会は共同で3区分アプローチを開発した。このアプローチによれば、信用損失は信用度の悪化を考慮して認識されることになるが、悪化の程度によって二つの異なる測定目的がある。企業は当初認識以降に、重要でないとはいえなほ信用状態が悪化しかつ、契約上のキャッシュ・フローの全額又はその一部が回収されないということが少なくとも合理的に見込まれる資産に関しては、全契約期間にわたる期待信用損失を認識することになるだろう。企業は、その他のすべての資産に対し、12カ月にわたる期間の期待損失を認識することになるだろう。

FASBが3区分モデル(2012年4月に合同で行った暫定的な決定に基づく)に対するアウトリーチを行った際に、関係者はどの測定規準を利用すべきかを決定する原則が明確でないと示唆した。さらに一部の関係者は、バケット間でどのような場合に資産を移転するかを決めることは、いつ損失が発生したかを決めようとすることに似ていると指摘した。

このフィードバックに基づいて、FASBは信用損失を測定するために、単一の測定目的を利用することを提案すると決定した。IASBは別途、引き続き、二つの測定アプローチを含む、3区分に基づくモデルを提案している。

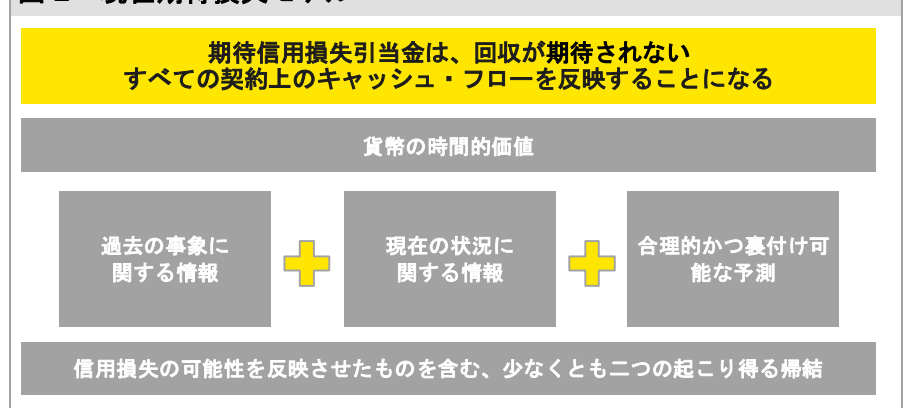
現在期待信用損失

FASBの提案は、貸借対照表に表示される負債性金融商品の償却原価の純額は、当初の実効利率で割り引いた、回収が期待されるキャッシュ・フローの現在価値とすべきであるという考え方に基づいている。資産の償却原価は通常、当初の実効金利で割り引いた契約上のキャッシュ・フローを反映するため、期待信用損失引当金は、回収が期待されない契約上のキャッシュ・フロー全額の現在価値と等しくなるはずである。

損益計算書は、将来に関する合理的かつ裏付け可能な予測を検討したうえで、前期の貸借対照表日以降の信用状態の悪化又は改善を反映することになるだろう。

下図は、本提案の主な原則を示したものである。

図 2 - 現在期待損失モデル



本提案と、現行の実務及びFASBが過去に検討していた3区分アプローチとの主な違いは、本提案には、残存期間にわたる期待信用損失の認識を求める閾値が含まれていないという点である。現在のUSGAAPでは、損失が発生するまで認識されない。さらに、3区分アプローチでは、重要でないとはいえないほど信用状態が悪化し、かつキャッシュ・フローが回収されないという可能性が合理的に高くなるという残存期間にわたる信用損失の認識が求められる2つの要件を満たすまでは、信用損失の一部（すなわち12カ月間の期待損失）しか認識されないことになる。

Probable（発生可能性が高い）という閾値が撤廃されることで、FASBの提案では、信用損失が認識されるまでは具体的なトリガーイベントの特定は求められなくなるだろう。つまり、信用損失の考え方は主に測定上の問題となり、認識上の問題ではなくなるのである。

Ernst & Youngの見解

本提案によれば、今日の発生損失アプローチによる場合よりも、信用損失に関する引当金の金額が多くなることをFASBは見込んでいるだろう。すべての条件が同じであれば、発生損失だけでなく、負債性金融商品の契約期間全体にわたる期待信用損失を認識するほうが引当金の金額は増えるはずである。ただし審議会は、本提案によってどれぐらい引当金が増えるかについては、何らの期待も表明してはいない。

適用範囲

本提案は、信用損失が生ずる負債性金融商品のうち、公正価値で測定され、評価差額を当期利益（純損益）で認識するもの（FV-NI）に分類されない金融資産に適用される。本提案では、「負債性金融商品」という語が導入される。これは、額面上の金利の有無にかかわらず、固定又は決定可能な日時に、現金を受け取る又は支払う契約上の権利又は義務となる債権又は債務をいう。

本提案は下記の負債性金融商品に適用される：

- ▶ AC測定又はFV-OCI測定に分類される貸出金及び負債性証券
- ▶ ASC605の対象範囲となる収益取引から生ずる債権⁵
- ▶ ASC944の対象範囲となる保険取引から生ずる再保険貸⁶

ASC840⁷に基づいて貸手が認識するリース債権及びローン・コミットメントも本提案の対象となる。本提案では具体的に明記されていないものの、我々は、公正価値と取得原価のどちらか低い価額で測定される貸出金（すなわち売却目的の貸出金）は本提案の対象ではないと考えている。持分性証券の減損については本提案の対象ではない。

Ernst & Youngの見解

本提案の目的の一つは、以下に説明している通り、FV-NI測定に分類されない負債性金融商品に対し、信用損失に関する単一のモデルを整備することによって複雑性を減少させることである。本提案は、この分野のガイダンスを簡素化することになるだろうが、信用リスクの管理方法という点で、貸出金と証券との間には相違があること、及び金融危機の間も一時的でない減損に対するASC320⁸のガイダンスに対して行われた改善が、実務上合理的に機能した点を踏まえ、FASBが貸出金及び負債性証券に対し二つの異なる信用損失モデルを維持するよう関係者が提案することが予想される。

本提案は償却原価測定又はFV-OCI測定に分類される負債性証券、並びに貸出金、受取債権、リース債権及び再保険貸に適用される。

図 3 - 本提案に差し替えられる減損アプローチ

現行の US GAAPの減損モデル	FASBが提案している信用損失モデル
貸出金及び債権 ASC 310-10 and ASC 450-20	FV-NI測定に分類されない、すべての負債性金融商品、 リース債権及びローン・コミットメント 現在期待信用損失モデル
一部の取得した貸出金及び証券 ASC 310-30	
負債性証券 ASC 320-10	
一部の受益者持分 ASC 325-40	

認識及び測定

本提案は、期待信用損失に関する現在の見積りを即座に認識するよう求めており、現行のUSGAAPにおける、損失が認識されるには損失が発生した可能性が高い (probable) ことを求める閾値は撤廃されることになる。結果として、いつ信用損失を認識するかではなく、どのように信用損失を認識するかが問題になる。

各報告日現在の期待信用損失に係る引当金は、金融資産の残存期間にわたる期待信用損失に対する現在の見積りを表すことになる。期待信用損失の現在の見積りには、以下のすべてが組み込まれる。

- ▶ 期待信用損失に関連性のある情報
- ▶ 貨幣の時間的価値
- ▶ 信用損失が発生する可能性を反映させたものを含む、二つ以上の（起こり得る）帰結

期待信用損失に関連性のある情報

期待信用損失を見積もるために、企業は過去の損失実績、現在の状況、及び合理的かつ裏付け可能な予測を含む、関連性のある情報を検討する必要がある。

検討対象とすべき情報には、債務者（又は発行体）の信用状態、及び報告企業が事業を展開している経済環境に関する、社内外から入手可能な定性的情報及び定量的情報を含む。過去の損失実績を検討するにあたっては、企業は引受規準や担保価値に関する変更もあわせて検討することになるだろう。

本提案では信用損失の見積りに検討すべき情報を規定してはいないものの、今日使用されている要因と同じものの多数が引き続き妥当とされるだろうと我々は考えている。

図 4 - 信用損失を見積もる際に検討すべき情報

法人債務者の信用状態	個人債務者の信用状態	その他の情報
<ul style="list-style-type: none">▶ 企業の活動実績▶ 企業の見通し▶ 業績▶ 経営陣の専門能力▶ オペレーショナルリスク▶ レバレッジと流動性▶ 親会社及び関連会社又はそのどちらか一方からの財務支援▶ 係争中の裁判▶ 債務者の業績見込み	<ul style="list-style-type: none">▶ 延滞状況▶ 信用/FICO スコア▶ 債務者の支払能力に関するデータ▶ 倒産の申立▶ 債務者の業績見込み	<ul style="list-style-type: none">▶ 担保価値▶ 資産内容▶ 信用の質に対する補完又は支援▶ 貸出関連文書▶ 公正価値情報▶ 経済指標

合理的かつ裏付け可能な予測

本提案では、企業に対し合理的かつ裏付け可能な予測及び期待信用損失に対するその影響を検討するよう求めている。これは、期待将来キャッシュ・フローの見積りを行う際に、過去の事象と現在の状況だけを考慮する現行のUSGAAPと比べると、大きく異なっている。

金融資産の契約期間のような、長期間にわたる期待信用損失を（期限前返済による影響もあわせて）見積ることには、詳細な長期の予測に関する情報が入手できない場合などは特に、かなりの判断を必要とする。企業は期待信用損失の見積りに関連した、過度なコストや労力をかけずに入手可能な情報を無視できないため、将来の経済状況に関する仮定を行うにあたっては、異なる予測の検討や比較検討が必要になるだろう。複数の予測に含まれている仮定が矛盾している場合など、これらの見積りの策定が難しくなる場合がある。それに加え、米国の銀行規制当局者は、経済循環の将来の方向に関する評価も含めるべきであるという見解を抱いている可能性がある。

下図は、経済予測が期待信用損失に及ぼす影響を判断するにあたって検討対象となる、先行指標と遅行指標の一例である：



長期間にわたる期待信用損失を見積もるにあたり、予測に関する仮定が矛盾していたり、入手できなかつたりする場合などは特に、判断の要素が大きくなる。

Ernst & Youngの見解

景気循環は、消費者マインドやビジネスマインドなど、モデル化することが難しい要因に左右されることがままある。景気循環における報告日現在の位置（短期サイクルと長期サイクル双方において）を見極める場合には、さまざまな解釈が生まれる可能性がある。合理的かつ裏付け可能な予測を検討することが見積りの中でも最も主観的な問題であることは審議会も理解している。本提案では、これらの仮定に関する具体的な開示を求めることになるだろう。

現在の状況及び予測される状況に対する、過去の損失の調整

本提案では、現在の状況及び予測をどのように信用損失の最終見積りに組み込むかについては規定していないものの、以下のどちらかのアプローチを利用することが容認されており、これは現行の実務とおおむね整合している。

- ▶ 統計データが、将来期待キャッシュ・フローを左右する現在の状況、及び合理的かつ裏付け可能な予測を反映できるように、過去の損失率（あるいは他のデータ）を調整する。
- ▶ 多数の企業が現行実務において定量的な分析を定性的な算定で補完しているのと同様に、（過去の実績損失率の調整を行わない）定量的な算定を補完する「信用リスク調整」を見積もる

貨幣の時間価値

期待信用損失の見積りには、明示的あるいは暗示的を問わず、貨幣の時間的価値を反映することが必要である。割引キャッシュ・フロー・アプローチを利用する企業は、割引率を通じて貨幣の時間価値を明示的に検討することになる。これらの場合には、割引率は当該金融商品の当初の実効金利であり、ASC 310-10⁹ 及び ASC 320-10¹⁰で求められている現行の要件と整合している。

本提案は、今日一般に利用される他のアプローチが、回収不能金額を見積もるために、償却原価ベースに適用される過去の損失統計を利用していることから、暗示的に貨幣の時間価値を反映していると示唆している。償却原価の金額が当初の実効金利で割り引いた当該資産の元本及び利息のキャッシュ・フローを表していることから、これは暗示的に貨幣の時間価値を反映していると審議会は考えている。結果として受入れ可能な手法は、損失統計が（信用損失が生じた結果）貸倒償却された償却原価の償却原価に対する割合に基づいて整備されているものとなるだろう。暗示的に貨幣の時間価値を反映させこの要件を満たす手法は、以下を含む。

- ▶ 損失率
- ▶ ロール・レート（消費者向け貸出に係る信用損失を見積る延滞率を基準としたモデル）
- ▶ 倒産確率及びデフォルト時損失
- ▶ 損失要因を用いた引当マトリクス（売掛金に対する貸倒引当金を見積る延滞率を基準としたモデル）

本提案は、特定のアプローチを利用することを求めているわけではない。FASBは、本提案の主な原則を用いて、忠実に期待信用損失を見積るために適用され整備された見積り手法が許容されるという点を明確にしている。さらに本提案はこれらのアプローチを、確率加重割引キャッシュ・フローモデルを用いて見積られた期待信用損失と調整することは求められないことを示唆している。

実務上の簡便法として、資産が担保依存金融資産に関する本提案の定義と合致している場合、企業は期待信用損失を見積るために、担保の公正価値と償却原価ベースを比較することが可能になるだろう。担保依存金融資産の定義は、現行のUS GAAPによる定義とは異なったものになるだろう（本紙の中の「特定の金融商品に関する検討—貸出金」のセクションを参照されたい）。

Ernst & Youngの見解

本提案では期待キャッシュ・フローの見積りにさまざまな種類の技法が容認されているものの、これらの手法を入念に分析したうえで、本提案の測定要件に合わせるためには、どれを、またどの程度まで修正する必要があるか検討する必要があると我々は考えている。また企業は、大幅な変更が見込まれるデータ集計やデータ分析に使われる手法も含め、これらのアプローチで使われるデータを再評価する必要もあるだろう。

二つ以上の帰結

本提案によれば、損失の発生可能性を常に考慮した引当金を計上するという目的で、信用損失が見積もられる。企業は、損失発生の可能性が非常に低い場合であっても、損失の認識を逃れることはできなくなる。最善の見積りや、最も可能性が高い帰結を利用することは認められない。

期待信用損失を見積る際には、企業は少なくとも、起こり得る帰結を二つ以上検討することが求められる。すなわち、信用損失が発生するケースと、信用損失が発生しないケースである。企業には、起こり得る帰結をすべて検討することまでは求められないとしても、(3つ以上などの)さまざまな起こり得るケースを検討した、確率加重の算定を実施することは妨げられないだろう。

少なくとも二つの起こり得る帰結を検討するという要件が課されていることにより、わずかであっても信用損失が発生するという蓋然性があることから、実質的にすべての資産(又は資産ポートフォリオ)に対して期待信用損失引当金が認識されることになるだろう。下記の簡単な例でこの考え方が説明されている。

図 6 - 少なくとも二つの帰結を検討すること

A社は、XYZが発行した負債性証券を\$100,000で取得した。当該負債性証券の表面利率は10%であり、3年後に償還される。信用損失の見積りを検討するにあたってA社は、当該証券が返済される可能性として二つのシナリオを検討している:

シナリオ	1	2
各シナリオが起きる確率	95%	5%
期待キャッシュ・フロー:		
年度 1	\$ 10,000	\$10,000
年度 2	10,000	10,000
年度 3	110,000	80,000

現行のUS GAAPによれば、A社はシナリオ1を将来キャッシュ・フローの最善見積りと考え、通常は「一時的でない減損」以外は認識しないという結論に至るだろう。しかし、本提案によれば、A社には、年度3に30,000ドルの損失を見込む可能性を5%として信用損失の見積りに含め、約1,100ドル(30,000ドルの5%を、証券の当初の実効金利である10%で3年間割り引いた金額)を期待信用損失引当金として認識するよう求められることになる。

損失の可能性を検討するという要件が提案されたことにより、これまでに損失が発生したことがない場合であっても、実質的にすべての負債性金融商品に対する期待信用損失引当金を計上することになるだろう。

例示に示されている考え方は、高格付の証券や売掛金であっても、本提案の範囲にあるすべての金融商品に適用され、期待信用損失引当金を見積るよう求めることになるだろう。

本提案では、過去のデータに基づく測定手法を利用すれば、過去の取引履歴の中に損失が生じた事項がある場合、損失の可能性を検討するという要件を満たすことを示唆している。

Ernst & Youngの見解

少なくともひとつは信用損失をもたらすことになる帰結を含め、複数の可能性がある帰結を検討するという要件は、個々の資産に対する契約上のキャッシュ・フローがすべて回収される見込みであっても、金融資産は一般的に信用損失の可能性のあることを想定して価格付けされるという考え方に基いている。企業が個別の資産では信用損失を見込まない場合であっても、類似のリスクの特徴を持つ資産グループの中では、ある程度の損失が発生するという可能性がある。この要件は、負債性証券に関する信用損失の認識に関し、大幅な変更が生ずることを意味する。現行の実務では、回収が見込まれるキャッシュ・フローの現在価値の最善見積りを検討したうえで、一時的でない減損は個々の証券別に測定されている。

FV-OCI測定に分類される金融商品に対する実務上の簡便法

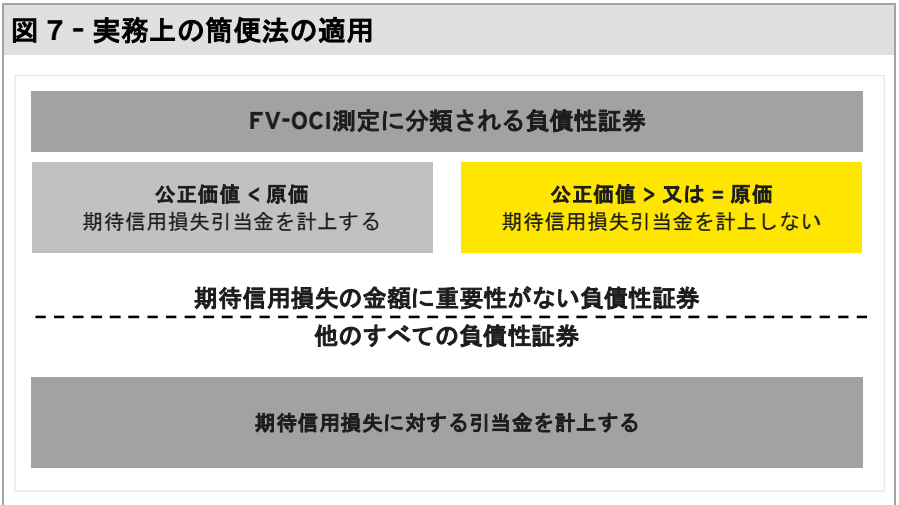
以下の双方の条件を満たす場合には、企業はFV-OCIで測定される個々の金融資産に関する期待信用損失を認識しないという選択ができる：

- ▶ 個々の金融資産の公正価値が償却原価以上である
- ▶ 個々の金融資産に対する期待信用損失に重要性がない

企業は、当該資産の信用度に関する指標を考慮し、期待信用損失の範囲に関する一般的な期待を検討したうえで、個々の資産レベルで期待信用損失の重要性を評価するだろう。本提案では、信用の質に関するどの指標が、期待信用損失に重要性がないと判断するかについて具体的な指針を提供してはいない。

たとえば、本提案によれば企業は、ASC 325-40¹²の中のSECスタッフによる「信用の質が高い」¹¹という用語の解釈から類推し、信用格付がAA格以上の証券の信用損失には重要性がないと見込むと決定するかもしれない。その場合、企業は、AA格以上の資産の公正価値が償却原価と同等以上である場合には、報告日現在で期待信用損失引当金を認識しないと選択しても差し支えない。

下図は、この場合企業がどのように実務上の簡便法を適用するかを示している:



金融商品の分類と測定に関する別プロジェクトにおけるFASBの決定と整合されるために、実務上の簡便法は、本提案の中のFV-OCI測定に分類される範囲のすべての負債性金融商品（負債性証券に限らない）に適用されるだろう。このプロジェクトでは、審議会は、金融商品の形式ではなく、ビジネスモデルとキャッシュ・フローの特徴によって、金融商品をAC測定、FV-OCI測定又はFV-NI測定のどれに分類するかを決定すると暫定的に結論づけている。

FV-OCI測定に分類される金融商品に対する実務上の簡便法は、相対的に対象範囲が狭く、各報告日時点では利用できない可能性があるだろう。

Ernst & Youngの見解

（AA格以上か、投資適格かなど）どのレベルの信用度の証券であれば期待信用損失に重要性がないと審議会が考えているのか、明確にはされていない。審議会は、個々の証券の信用損失の見積りの重要性に関する分析ではなく、当該証券に対する一般的な期待（すなわち信用格付）に基づいて、期待信用損失に重要性がないかどうかを評価することを意図していると我々は考えている。

期待信用損失に重要性がなく、報告日現在の公正価値が償却原価以上である資産にしか適用されないことから、実務上の簡便法の対象は相対的に狭まるだろう。それに加え、実務上の簡便法はプールレベルでは適用が認められておらず、その対象範囲からは、償却原価で測定される金融資産が除外されている。

その他の事項

測定単位

本提案では、信用損失を見積もる際に、どのような場合に個々の資産ベース又はプールベースで見積るべきかについて具体的な指針を提供していない。従って、信用損失の見積りにあたっては財務諸表作成者による柔軟な対応が可能になっている。ASCに対する修正案では、信用損失の認識に関する現在の測定単位のガイダンスを撤廃することになる。

信用補完

期待信用損失を見積る際に企業は、保証や劣後持分などのある種の信用補完措置による軽減効果を考慮するであろう。

本提案では、クレジット・デフォルト・スワップのような独立した信用補完を通じた、金融資産の期待信用損失の軽減を考慮することを禁じている。信用補完は、法的に原金融資産から切り離し可能であり、別途行使可能である場合に独立しているとみなされる。

信用損失の表示

本提案では、期待信用損失は、当該資産の償却原価を控除する引当金として表示するよう求められている。ローン・コミットメントに関する期待信用損失の見積りは負債として表示される。また引当金は、FV-NI測定に分類されないPCI資産に対しても表示される。

Ernst & Youngの見解

PCI資産に対する引当金と負債性証券に対する引当金を別建てで表示するという要件は、実務上の大きな変更があることを意味するだろう。

貸倒償却及び回収

本提案では企業に対し、回収に対する合理的な期待が消滅した期間中に金融資産又はその一部を償却するよう求めている。現行のUS GAAP (ASC 310-10-35-41)によれば、貸出金及び債権はそれが回収不能であるとみなされた期間に償却される。

企業がもはや回収が期待されないとした場合、企業は、当該金融資産に関する償却金額と同額を期待信用損失引当金から控除する。仮に後になって企業が、従前に償却した、契約上求められる支払いの全額又はその一部の支払いとして（現金などの）対価を受領した場合には、かかる回収は期待信用損失引当金を増額することで認識される。

Ernst & Youngの見解

貸倒償却と回収に関する会計処理案は、負債性証券に関する実務を大きく変えることになるだろう。なぜなら、一時的でない減損は現在、当該資産の償却原価の減額として即座に認識され、期待キャッシュ・フローの事後の増加は、当該資産の利回りに対する調整を通じて将来に向かって認識されるためである。引当金の増額を通じて回収に適用するという要件の提案は、収益で直接回収額を認識している企業の実務を変えることになるだろう。

金融資産の貸出条件の変更

本提案では、貸出条件の変更は、不良債権リストラクチャリング（以下、TDR）の可能性があるかどうかという観点から今後も評価されることになるだろう。TDRによらない貸出条件の変更に関しては、引き続きASC 310-20-35-9から35-11を参照し、どのような時に貸出条件の変更が既存の貸出の継続ではなく新規貸出となるかを決定する。

また企業は、ASC 310-40¹³で求められている通り、貸出条件の変更が財務的な困難による債務者への譲歩となっている（すなわちTDR）かどうかを評価することになるだろう。ただし、本提案では企業に対し、TDR資産を認識する際には評価性引当金を立てる代わりに、資産の原価ベースを調整するよう求めている。調整後の原価ベースは、条件変更前の当該資産の実効金利で割り引いた、条件変更後の契約上のキャッシュ・フローの現在価値となるだろう。

Ernst & Youngの見解

現在においても多数の企業が、貸倒償却となるような契約上の金額に対し、本提案で求められるのと同じ方法で算定したうえで、約定金額の免除額を直接償却となる損失とみなしているため、我々は、TDR資産の原価ベースを調整するという要件が、現行の実務に大きな影響を及ぼすとは考えていない。

場合によっては、原価ベースを調整するという本提案の要件が評価額の引上げにつながる可能性もあるだろう。例えば、企業が現在の契約上の利率より高く、現在の市場レートよりは低い利率で返済期限を延長する可能性がある。貸出条件が変更された契約上の支払額は当初の実効金利で割り引かれるため、調整額は当該資産のコストベースを増加させるだろう。審議会がコストベースへの上方調整が評価額の引上げになることを検討していたかどうかは不明であるが、これは考え方として適切ではないように思われる。

審議会は、本プロジェクトの一環としてはTDR資産関連の事項についてこれ以上再検討はしないと決定した。結果としてTDR資産の開示に関する実務上の問題は依然として未解決のままになるだろう。

本提案では、企業に対し、実質的にすべての元本と利息の回収の可能性が高くない場合に、未収利息の不計上が求められるだろう。

受取利息

本提案はほぼ受取利息の認識に関する現行のガイダンスを援用しているものの、現行基準のASC 310-30¹⁴（従前のSOP 03-3）におけるPCI資産に関する受取利息と、ASC 325-40（従前のEITF 99-20）におけるある種の受益持分に関する受取利息のモデルは撤廃することになるだろう。受取利息は通常、当該資産の実効金利と償却原価の総額に基づくことになる。また本提案は、未収利息の不計上に関する具体的なガイダンスも含んでいる。

Ernst & Youngの見解

ASC325-40の対象範囲にある金融商品は、分類と測定プロジェクトが対象とするFV-NI測定に分類されることになると審議会が考えていることを除けば、ASC325-40の中の受取利息に関するガイダンスが差し替えられる理由は、はっきりとしていない。ただし、多数の受益持分がこのプロジェクトの中でAC測定又はFV-OCI測定に分類されることとなり、期待キャッシュ・フローの増加見込みをどう会計処理すべきかについては、ガイダンスが必要となるだろう。

未収利息の不計上に関する原則

本提案では、すべての企業に対し、実質的にすべての元本又は利息を受け取る可能性が高くない場合、未収利息の計上を中止するよう求めることになる。本提案では、この決定を行うにあたり、企業が契約上のキャッシュ・フローについて検討するのか、期待キャッシュ・フローについて検討すべきなのかは明確化していない。提案されている未収利息の不計上の要件は、元本又は利息の全額の返済が見込めない場合、あるいは債務者が90日以上債務不履行に陥った場合に、当該資産に十分な担保があるか回収中でない限り¹⁵、貸出金に係る未収利息の不計上を求めた、米国の銀行規制当局が整備した規則に基づいている。

下図は、企業が、実質的にすべての元本又はすべての利息を受け取る可能性が見込めなくなることが判明した際に適用する、会計処理を説明している。

図 8 - 本提案による未収利息の不計上に関する会計処理

	実質的にすべての元本の回収が 確実ではない	実質的にすべての利息の回収が 確実ではない（元本の回収は確 実性がある）
手法	コストの回収	現金ベース
詳細	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 受け取った現金はすべて、当該資産の帳簿価額に充てられ減額させる。 ▶ 帳簿価額がゼロまで引き下げられた場合には、受領した追加の支払いは従前に償却された金額の回収として認識される（すなわち、期待信用損失引当金に対する調整として計上される）。認識された増加分は受取利息に計上される。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 受け取った現金は、受領時に受取利息として認識する。 ▶ 当該資産について未収利息の計上中止されていなかったとしたら期中に認識されていたであろう受取利息の金額を超過する現金は、当該資産の帳簿価額を減額させる。

Ernst & Youngの見解

本提案は、減損した負債性証券に係る受取利息の認識に関する実務を大幅に変更することになるだろう。現行の実務では、一時的でない減損の認識後に期待キャッシュ・フローが当該資産の償却原価ベースを上回っている場合には、受取利息は引き続き認識される。

提案されている未収利息の不計上の会計処理に基づいて、銀行が現行の実務を変える必要があるかどうかははっきりしていない。米国通貨監督庁は、銀行がこの規制ガイダンスをどのように適用すべきかに関し、30以上の質疑応答を含んだこの問題に関するガイダンス¹⁶を公表している。そのうちの大半は事実と状況に基づく判断が求められる。

未収利息の不計上に関して提案されている原則がPCI資産にも適用されるかどうか、また適用される場合にその方法がどうなるかは明確にされていない。PCI資産とは実行後に信用の質が大幅に悪化した資産であると定義されている。解釈によっては、PCI資産に未収利息の不計上の指針を適用すれば、PCI資産の取得後即座に受取利息を計上できなくなる可能性があり、これは実務上大きな変更をもたらすだろう。未収利息の不計上に関して提案されている原則が、企業に対しTDRを認識した後すぐに未収利息の不計上をよう求めているかどうか、はっきりしていない。

特定の金融商品に関する検討

本章では、本提案の対象範囲のうち、特定の負債性金融商品に関し追加で検討を行っている。

貸出金

測定単位

ASC 310-10では、企業がどのような場合に個別に貸出金の減損を評価すべきかについてガイダンスを提供している。ASC 450-20¹⁷では、減損について集合的に評価を行う、小口の残高の同質的な貸出金で構成されるグループに関する信用損失をどのような場合に認識すべきかを検討している。これらの問題における要件は、本提案に差し替えられることになるが、本提案では測定単位に関するガイダンスは提供していない。

Ernst & Youngの見解

本提案は測定単位には対応していないものの、その原則は、個々の貸出金と貸出金のグループ双方に適用すべきであると審議会は考えている。我々は、銀行をはじめとして大半の企業が、個々の貸出金と貸出金ポートフォリオの信用損失の見積りに現在用いているアプローチを引き続き使用するであろうと考えている。

個々の貸出金に対する信用損失の測定

現行のUS GAAPが回収が期待されるキャッシュ・フローに大幅な変動がある場合のみ、引当金を測定し直すことを求めているという点を除いて、今日多数の企業が個別の貸出金の信用損失の見積りに利用している割引キャッシュ・フロー・アプローチは、引き続き認められる。それとは対照的に本提案では、重要性にかかわらずすべての変動を各報告期間の引当金に反映させるよう求めることになる。

本提案は、「担保依存資産」の定義を、「借り手による」担保の売却又は運用を通じて「主に又は実質的に」返済が見込まれる資産に変えることになる。さらに現行のUS GAAPでは、差押えの可能性が高い場合に担保価値を使用することを求めているが、本提案では、かかる状況における当該貸出金の担保価値の使用を容認しているだけであり要求してはいるわけではない。

また本提案では、実務上の簡便法の一部について、その利用可能性と利用について変更することになる。例えば、信用損失を測定するために、当該貸出金の観察可能な市場価格と帳簿価額を比較することは認められなくなる。

Ernst & Youngの見解

「担保依存」の定義を変えるという提案により、FASBが何を意図しているかは不明である。中には、返済は担保から「のみ」得られるべきだということを示唆するよう、現在の定義の幅を広げるために「主に又は実質的に」という表現を使うと解釈する関係者もいるだろう。また「貸し手により」という語を加えることで、「担保依存」の定義を狭め、貸し手が差押えを見込める場合にのみ実務上の簡便法を使用できるよう制限すると考える関係者もいるだろう。後者の見解は、差押えを見込むかなり前の時点で信用損失を直接測定するために担保価値を利用しているような、一部の金融機関の実務を変えることになるだろう。

信用損失の測定に現在使われているprobable（発生可能性が高い）の閾値は撤廃されることになるだろう。

貸出金プールに対する信用損失の測定

金融機関は目下、消費者向け貸出金や商業貸出金の貸出金プールに対する信用損失を見積もるためにさまざまな手法を用いている。本提案は主として、発生可能性が高い損失を測定する方法から、貸出金の残存期間にわたる期待損失を測定する方法へと転換することでその方法を塗り変えることになるだろう。本提案では企業に対し、期待損失の原則と整合する限りは、現在使用しているモデルを引き続き使用することを認めるだろう。

現行のUS GAAPで、消費者向け貸出金及び商業貸出金の信用損失の見積りに用いられる最も一般的な手法は、過去の損失率に基づく方法である。これらの手法には、倒産確率やデフォルト時損失、遷移マトリクス、静的損失率、ロール・レート及びビンテージ分析などがあげられる。本提案では、過去の損失率に基づく方法は期待損失モデルの要件を満たすものとされている（貨幣の時間的価値及び少なくとも二つの起こり得る帰結）が、現在使われている方法やデータをどのように変更すべきかについては明記されていない。

損失率に基づく方法にはさまざまな種類があるが、企業は通常、損失の発現を見込む期間に対し調整した、年率換算した損失率を、貸出金プールの償却原価ベースに適用する。本提案では、年率換算した同じ損失率に加重平均貸出金プールの残存期間を掛けることは、損失実績が通常は非線形であることからおおむね不適切であることを示唆している。このような方法で引当金を算定した場合、住宅ローンのような長期の貸出金に対しては特に、引当金を過剰に計上することになる可能性があるだろう。

金融機関は、現在消費者向け貸出や商業貸出のプールに対する信用損失を見積もるために用いている手法が、本提案の期待損失の考え方と整合しているかどうかを確認する必要があるだろう。

損失実績率による手法を、本提案に対しどのように変える必要があるかを分析する際には、下記について検討する必要があるだろう。

- ▶ 現在多数の金融機関が使用している主な仮定である損失発現期間は、発生可能性が高い（probable）損失や既発生した（incurred）損失ではなく残存期間にわたる期待損失に重点を置く方法では、目的適合性が失われる可能性がある。
- ▶ 残存期間にわたる過去の損失率のほうが、年率換算した損失率よりも本提案に基づく信用損失の見積りには適しているだろう。ただし、必要となるデータ及びデータの集約と分析の方法は、大きく変える必要があるかもしれない。

一部の金融機関は、残存期間にわたる貸出金のビンテージ別の履行状況を追跡し、予測している。このデータ及びモデリング志向の方法は、貸出金が行われた時点のマクロ経済及び引受環境が重要なリスク指標になることを示している。また、貸出金のクローズドプールのサイクルのどこにいるかで、残存信用リスクが明らかになる可能性があることも理解している。結果として、過去の損失をもとにしたこの種の分析によれば、本提案の目的に合致させるための修正は少なくともすむ可能性がある。ただしこの手法は、現在実務として一般的ではない。

Ernst & Youngの見解

本提案は、企業の信用損失を見積もる手法に大幅な調整を求める可能性があるだろう。企業は、期待損失を反映させるためにはどのような調整が必要になるかを含め、現行の手法の限界を把握する必要があるだろう。また企業は、合理的かつ裏付け可能な経済予測を組み入れるために、個々の損失率への調整か、修正前の損失率による計算結果への別要素の追加(overlay)のどちらかを通じて、どのように手法を修正すべきか、確認する必要があるだろう。

ローン・コミットメント

本提案では、企業に対し、未引出しのローン・コミットメントにも期待損失の原則を適用するよう求めている。企業は、現行の実務と整合的に、未引出しのコミットメントが引き出される確率を検討しつつ、ローン・コミットメントに対しても貸出金と同じ手法で損失を見積もれるようになる可能性が高いだろう。

Ernst & Youngの見解

金融保証は本提案の範囲に含まれていない。審議会は、これらの金融商品の損失に関する会計処理は、保険プロジェクトの一部として対処することを暫定的に決定した。ただし一部の金融保証については、今後本提案の範囲に含まれる可能性があるだろう。

下図は、貸出金に関し、現行のUS GAAPと本提案の主要要素を比較したものである。

図 9 - 貸出金に関する信用損失モデルの主な相違

考え方	現行の US GAAP	モデル案
測定単位	▶ 個別又はプール	▶ 定められていない
信用損失の測定	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 発生可能性が高く、見積り可能である場合以外は、信用損失は認識されない ▶ 個別の貸出金に対しては、信用損失は当該貸出金の帳簿価額と、実効金利を用いて割り引かれた期待キャッシュ・フローに関する企業の最善見積りとの差額に基づく ▶ 貸出金プールに対しては、信用損失は通常、現在の状況に応じて調整された、過去の損失率に基づく 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「発生可能性が高い (probable)」に対する閾値はない ▶ 個別の貸出金に関しては、少なくとも二つの起こり得る帰結を検討するという点を除けば、現行の US GAAP によるものと測定は似通っている ▶ 貸出金プールに対しては、過去の損失率が利用可能であるが、現在の状況及び合理的かつ見積り可能な予測に基づいた調整が必要になるだろう。また損失率も発生損失ではなく残存期間にわたる期待損失を反映させる必要があるだろう
信用損失の計上	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 期待信用損失引当金を設定する ▶ 貸出金は、回収不可能であるとみなされた期間に償却される 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 期待信用損失引当金を計上する ▶ 貸出金は、企業がもはや回収に関する合理的な期待を持ってないと判断した期間に償却される
受取利息の認識	<ul style="list-style-type: none"> ▶ US GAAPでは未収利息の計上を中止することが容認されているが、具体的な指針は定められていない ▶ 米国の銀行規制当局は、企業に対し、元本又は利息の全額が期待されない場合、又は、当該資産の担保が十分に回収段階にある場合を除き、借り手が90日以上債務不履行に陥っている場合に、未収利息の計上を中止するよう求めている 	▶ 実質的にすべての元本又は利息の回収ができなくなる可能性が高い場合に、未収利息の計上を中止する

負債性証券

負債性証券（米国財務省証券、社債など）にも貸出金に対する信用損失モデルと同じモデルを適用するという本提案は、現行のUS GAAPとは大幅に異なる。

信用損失の認識

減損が一時的でないのみなされる場合のみ、負債に対する信用損失の認識が求められている現行のUSGAAPとは異なり、本提案は当初認識に対する閾値を定めていない。それに代わり企業は、個々の証券が実務上の簡便法に適合であり、かつその適用を選択する場合を除いて、AC又はFV-OCI測定に分類された負債性証券に関する、期待信用損失の見積りを各報告期間で認識する必要があるだろう。

FASBは、企業のビジネスモデルに個別の資産の売却が通常含まれていることから、個々の資産毎ではFV-OCI測定に分類される負債性証券のような金融資産に係る期待損失を検討することがままあることは理解している。信用損失を認識する際の、一時的でない減損の閾値を撤廃したことにより、評価対象となる個々の資産の件数が大幅に増えるため、本提案では、その問題に対処できるよう実務上の簡便法を規定している。

既述の通り、企業は、(1) 個々の金融資産の公正価値が償却原価と以上であり、(2) 個々の金融資産に係る期待信用損失に重要性がない場合には、FV-OCI測定に分類された証券に係る期待信用損失引当金を認識しないという選択が可能である。

二つの基準を満たす必要があるため、実際に実務上の簡便法を利用できる場合は限定されるだろう。期待信用損失に重要性がないとみなされると仮定して、仮に金融資産の公正価値が償却原価を下回った場合、その低下が信用以外の、金利や流動性などの要因によるものであったとしても、企業は依然として期待信用損失引当金を認識しなければならない。

事後の期間において、公正価値が償却原価を上回る（期待信用損失は依然として重要性がないとみなされる）場合には、当該資産は実務上の簡便法の適用対象となり、企業は期待信用損失引当金の計上を行わない選択（従前に計上した引当金を戻し入れる）が認められることになる。本提案は、各期にこの実務上の簡便法をどの程度まで利用したか、数値化し開示することで、実務上の簡便法の「利用」による影響に関して、利用者への透明性を高めようとしている。

下図は、この実務上の簡便法を適用した場合、どのように収益が変動する可能性があるかを説明している。

図 10 - 実務上の簡便法の適用

Z社は、3月31日に社債を\$1,000で購入し、期待信用損失に重要性はないと決定した。

下図は、事後の報告期間に関する仮定を行い、これらの仮定に基づき、期待損失引当金を計上することになるかどうかを説明したものである。当該債券の信用格付は、各報告日現在と同じであると仮定している。

図 10 - 実務上の簡便法の適用（続き）

	3月31日 (購入日)	6月30日	9月30日
償却原価 公正価値	\$ 1,000 \$ 1,000	\$ 1,000 \$ 990	\$ 1,000 \$ 1,005
実務上の簡便法の要件を満たしているか？	はい	いいえ	はい
Z社は社債に対する期待信用損失引当金を認識することになるか？	Z社は実務上の簡便法を選択し、引当金を認識しないことが可能。	Z社には引当金の認識が求められる	Z社は実務上の簡便法を選択し、引当金を認識しないことが可能

9月30日に、Z社が実務上の簡便法を利用することを選択していた場合、従前に認識された引当金は収益を通じて戻し入れされることになる。

この例では、信用格付が変わらないことを前提としている。仮に信用格付が、6月30日と9月30日現在、期待信用損失にもはや重要性がないとはいえないほど低下していた場合には、双方の要件を満たしていないため、Z社には9月30日現在の引当金を再測定することが求められるだろう。

測定単位及び信用損失の測定

本提案では、負債性証券に対する期待信用損失を個別でも集合的（プール）ベースでも見積るという柔軟な方法を与えることで、証券ごとに信用損失を評価するという要件を撤廃することになるだろう。

Ernst & Youngの見解

我々は、負債性証券のポートフォリオを有する企業が、銀行が同質の貸出金の大きなポートフォリオに対する回収可能性を評価するのと同様に、期待損失の見積りにプールアプローチを検討するであろうと予想している。どのようにして負債性証券をプールにグループ化するかを決定するには判断を必要とされるため、異なる種類の負債性証券を保有する企業にはますます困難なものとなる可能性があるだろう。

信用損失の測定

企業は引き続き、個別の負債性証券に関して信用損失を測定することが可能であるが、本提案による期待信用損失の原則を適用することになる。すなわち、企業は損失が発生する場合を含め、少なくとも二つの起こり得る帰結を検討する必要があり、現在US GAAP で認められている最善見積りを利用することはできなくなるということである。

通常、金融機関が実行した貸出金に関し独自の貸出実績と損失履歴について、広範な情報を持っているのは異なり、大半の企業には負債性証券に関し、そのような情報がない。そのため企業は、かかる情報を第三者たる格付機関や他の情報源から入手する必要もあるだろう。

信用損失の計上

本提案では、企業に対し、期待信用損失引当金勘定（対照勘定）を通じて信用損失を認識するよう求めている。回収が期待されるキャッシュ・フローの事後の増加は、当該引当金を減額させ、従前に認識した損失を即座に戻し入れる（ただし証券の償却原価を上回ってはならない）ことになるだろう。

Ernst & Youngの見解

引当金を通じて信用損失を計上することは、減損した負債性証券の償却原価を直接償却する現行の実務とは大きく異なっている。本提案によれば、信用損失に関する期待が改善した場合には、増加見込額を将来に向かって利回りの調整として認識する代わりに、信用損失の戻入れが認められるようになるだろう。

下図は、負債性証券に関し、現行のUS GAAPと本提案の主要素を比較したものである。

図 11 - 負債性証券の信用損失モデルにおける主な差異

考え方	現行の US GAAP	モデル案
測定単位	▶ 個別の証券	▶ 定義されていない（個別又はプールいずれも認められる）
信用損失の測定	▶ 回収が期待されるキャッシュ・フローの現在価値の最善見積りと償却原価との差額	▶ 回収が期待されない契約上のキャッシュ・フローに基づいて見積られた期待信用損失 ▶ 少なくとも2つの起こり得る帰結によって、貨幣の時間価値を反映した期待信用損失の見積り
信用損失の計上	▶ 当該証券の原価ベースを調整 ▶ 回収が期待されるキャッシュ・フローの事後の増加は、将来に向けた利回りの調整として会計処理される	▶ 引当金を計上する（対照勘定） ▶ 回収が期待されるキャッシュ・フローの事後の増加は、引当金勘定の減額として会計処理される
受取利息の計上	▶ 受取利息は原則として、一時的でない減損の後に認識される	▶ 実質的にすべての元本又は利息の回収の可能性が高いとはいえなくなった場合に、未収利息の計上を中止する

購入時点で信用状態が棄損している金融資産（PCI資産）

現行の実務との大きな相違点として、本提案ではPCI資産の会計処理を変更している。この変更案は、実行されたローンに対する会計処理との整合性を大幅に高めるものとなり、企業によるPCI資産の会計処理を業務上容易にするものとなるだろう。

適用範囲

資産を購入する場合、本提案では実行後に当該資産の信用度が著しく悪化したかどうかを決定するよう求めている。これは、購入時に買い手が契約上のキャッシュ・フローを回収できない可能性が高く、実行後に信用度が悪化した証拠がある資産のみをASC 310-30の対象範囲とする現行のUS GAAP とは大きく異なっている。

現行の会計では、PCIの決定は資産ごとに行われる。しかし、本提案ではPCIの定義に照らし合わせて評価する際には、リスクの特徴（資産種類、信用格付、実行日など）を共有する個別の資産を、グループ化することが認められる。

本提案では、PCI資産に関する現行のガイダンスにある、リース債権とリボルビングクレジット契約を適用対象外とするという規定は撤廃されることになるだろう。

Ernst & Youngの見解

「大幅な悪化」という語が、現在使用されている「損失発生の可能性が高いという基準」による場合よりも多くの資産をPCI資産に分類することを意図しているかどうかは不明である。

本提案では、資産についてPCIの定義に合致するかどうかを個別でもグループでも判断できるようになっているため、**選択**の幅が広まることになるだろう。

会計単位のプール

本提案では、ASC 310-30に従って会計処理されている個別の資産を、信用格付が類似しており、少なくとも一つの他の特徴を有している場合に資産プールに組み入れることを容認する、現行のガイダンスを撤廃することになる。また本提案は、新しい購入資産を既存の資産プールに追加できず（すなわち、プールは引き続きクローズドな会計単位である）、決済又は償却される場合しかプールから取り除けないという要件も撤廃することになるだろう。

認識及び当初測定

本提案によれば、FV-NIで計上されないPCI資産の原価ベースは、当該資産の購入価額と購入時点の当該資産に対する期待信用損失の合計額である。期待信用損失引当金は購入時に認識され、当該PCI資産の原価ベースの控除項目になる。下図はこの考え方を説明したものである。

PCI資産の当初の帳簿価額は、購入価額に期待信用損失引当金の見積額を加えたものである。

図 12 - PCI 資産に関する当初認識

A社は金融資産又は金融資産のグループを\$70で購入する。この資産の額面価額は\$100である。A社は、これらの資産の信用の質が実行後に大幅に悪化し、本提案によるPCI資産に相当すると結論付けている。期待信用損失引当金の見積額は\$20である。

A社の認識は以下のとおりである:

- ▶ 調整後原価ベースが\$90となる（当初の原価である\$70及び、期待信用損失引当金である\$20）の資産
- ▶ \$20の期待信用損失引当金
- ▶ 取得価額である\$70に等しい正味帳簿価額（\$90の調整後原価ベースから\$20の引当金を控除した金額）

購入時にA社が計上した本PCI資産に対する引当金は、損益を通じて認識されない。

本提案では、購入資産の信用状態が毀損しているかどうかの評価は買い手が行うことを明確に示している。本提案では、買い手が計上する期待信用損失引当金が売手の引当金と同じになることを求めている。その代わりに買い手は、通常は、取得時に信用状態が毀損していない、実行された又は購入した資産に適用する見積りプロセスを用いて、独自に引当金を見積ることになるだろう。

事後測定

PCI資産の事後の会計処理は、通常、当初の資産と整合した方法で行い、PCI資産を当初の資産と混在できるようにする。事後にPCI資産を測定するために、企業は、

- ▶ 実効金利をPCI資産の調整後原価ベースに対して適用して算出した、受取利息を認識する
- ▶ 期待キャッシュ・フローの見積りが取得時の見積りよりも大幅に増加した場合でも、当該資産の残存期間にわたって（取得時に決定された）実効金利を維持する
- ▶ 取得後のキャッシュ・フローの回収可能性に関する期待の有利及び不利な変動の双方を、当該引当金に対する調整として認識する

下図は、本提案に基づくPCI資産に対する引当金の事後測定を説明したものである。

図 13 - PCI 資産に対する引当金の事後測定

図12と同じ状況を想定した場合、A社はその後の報告期間において、期待信用損失引当金を再測定する必要がある。

A社がその後の報告期間に引当金を\$25であると見積もった場合、同社はさらに\$5の信用損失を計上する。一方でA社が引当金は\$17に減少したと見積もった場合には、\$3の信用損失費用の戻入れが収益をとして計上されることになる。

Ernst & Youngの見解

現行のUSGAAPでは、PCI資産に関するキャッシュ・フローの増加期待は、通常は将来に向けた利回りの調整として認識される。本提案によれば、増加見込額の現在価値は、従前に損失が収益の中で認識されていなかった場合でも即座に収益で認識されることになるだろう。

取得時点で信用状態が毀損していない、購入金融資産

本提案では、実行後に信用度が大幅に悪化していない、購入金融資産の会計処理については変更していない（すなわち、取得時に当初の期待信用損失引当金を計上することは認められていない。）

Ernst & Youngの見解

本提案がこの形で最終決定する場合には、信用状態が毀損していない購入金融資産の会計処理は、企業結合による取得か、資産の購入による取得かに関わらず、PCI資産の会計処理とは異なるものになるだろう。

下表は、PCI資産に関し、本提案と現行のUS GAAPとを比較したものである。

考え方	現行の US GAAP	モデル案
定義	▶ 実行後に信用の悪化の証拠があり、取得時点で契約上求められている支払いが回収できない可能性が高い個別の資産	▶ 取得した個別の資産又は資産グループであって、実行後に信用度が大幅に悪化しているもの
測定単位	▶ 個別又はプールごとに測定	▶ 定義されていない
当初測定	▶ 購入価額で資産を認識する（信用損失引当金を別建てで認識しない）。	▶ 購入価額と期待信用損失引当金を足した金額に等しい、調整後原価ベースを認識する。
事後測定	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 当該資産の残存期間にわたる期待キャッシュ・フローのタイミングと金額に基づいて増価利回りを認識する。 ▶ 期待キャッシュ・フローに著しい悪化がみられる場合に引当金を計上する。 ▶ 期待キャッシュ・フローに大幅な改善がみられる場合には、将来に向かって利回りを調整する。 ▶ PCI 資産には通常、未収利息不計上は行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 取得後の期待信用損失引当金の変動は、実行された資産と一致して、即座に損益で認識される。 ▶ 受取利息は、当該資産の調整後原価ベース（当初の期待信用損失引当金に起因する割引は損益で認識されない）に基づいて認識される。 ▶ 未収利息不計上の原則がPCI資産に適用されるかどうか、またその方法については明らかになっていない。

債権

本提案は、負債性金融商品となるすべての債権に対する、信用損失の認識と測定を変えることになるだろう。これらの債権は通常、AC測定に分類されるため、信用損失を認識しないという実務上の簡便法を選択することは認められていない。

本提案は企業に対し、引当マトリクス（年齢別の債権のグルーピング及び過去の損失率の適用）などの特定の現行の実務を用いて、期待信用損失を測定することを認めている。期待損失を見積るためには、営業債権に関する信用損失を見積もる現行のプロセスに対する調整を検討する必要があるだろう。企業は下記について明らかにする必要があるだろう：

- ▶ 算定され、各年齢別のバケットに適用された過去の損失率が、合理的かつ裏付け可能な経済予測に関する検討を含んでいるかどうか
- ▶ 以下に対する損失要因を含む、少なくとも2つの帰結を損失率に組み入れる方法：
 - ▶ 現在の残高（過去に引当金が計上されたことがない場合も含む）
 - ▶ 企業が過去に、損失のリスクはないと結論づけた、個別に重要な残高（連邦政府及び地方自治体など、常に期日通りに支払いを履行する主な顧客）

またこれらの検討は、（未払家賃など）その内容から短期であることが多い、オペレーティングリースの貸手のリース債権（ASC840-20¹⁸による）にも適用されるだろう。

再保険貸

ASC944に従い、再保険貸とは、未決済保険金に関する見込受取金額、既発生未報告保険金、保険契約給付金を含む支払保険金及び未払保険金、損害調査費に関する再保険者から回収可能な金額のすべてであると定義される。

これらの金額に対する引当金は、通常現在の既発生損失モデルでは計上されない。これは主として再保険者が（1）自社の負債に対する不履行の実績がないような高格付の企業であるか、（2）当該債権に対する担保を提供するか、のいずれかであることによる。ただし本提案では、企業に対し、損失リスクを検討し組み入れることを求めている。その結果、出再する保険者は、再保険貸に関する期待信用損失の金額の一部を認識することになるだろう。

Ernst & Youngの見解

現行のUS GAAPでは、企業に対し、損害保険の保険金に関する負債には、割り引かない金額を計上するよう求めている。この金額が再保険者に出再される場合、当該債権も割り引かない金額で計上される。**[ただし]** 本提案は、割り引かない債権と、貨幣の時間価値を検討する信用損失の見積りに対する要件との間に生ずる不一致には対応していない。

キャピタルリース債権

ASC 840に従い貸手のキャピタルリース債権は、通常は貸出金として会計処理される。企業のキャピタルリース債権は二つの要素で構成され、損失は通常以下の通り決定される:

- ▶ リース料 -ASC 450-20に従って、リース料の回収不能部分に関連した期待信用損失引当金を計上する
- ▶ リース残価 - ASC 840-30¹⁹に従い、残存リースに関する一時的でない減損を年次で評価する

回収不能リース料引当金のみが本提案の対象となる。リースをキャピタルリースとして会計処理する貸手は、銀行が貸出ポートフォリオに対する期待信用損失引当金を見積る際と同じような課題にぶつかる可能性が高いだろう。

Ernst & Youngの見解

リース業務に携わる企業は、US GAAP とIFRSによるリースに関するガイダンスが変わる可能性があることを鑑み、引き続きリースに関する共同プロジェクトの進捗を見守る必要があるだろう。また、今後オペレーティングリースの貸手は、本提案によるリース及び**関連する**債権に対する会計処理の変更による影響を検討する必要があるだろう。

下表は、受取債権に関し、本提案と現行のUS GAAPとを比較したものである。

図 15 - 債権に関する信用損失モデルの主な差異

考え方	現行の US GAAP	モデル案
信用損失の測定	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 発生可能性が高く、見積りが可能な場合に損失が認識される。 ▶ 大半の企業は、延滞日数に基づいて、自社の債権残高に対し過去の損失率を適用する。 ▶ 一部の企業は、重要性がある顧客や残高に対する回収可能性を個別に評価する場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「発生可能性が高い」という閾値を撤廃し、少なくとも一つは、損失が生ずるという可能性がある帰結を検討することが求められる。 ▶ 損失率が合理的かつ裏付け可能な予測を検討する限りにおいては、過去の損失率を用いた年齢ベースのモデルの使用が認められる。 ▶ 「現在の」残高、及び個別に評価され、経営陣が回収が保証されていると考える顧客又は残高に対しても、引当金の認識が求められるだろう。(すなわち、損失引当金をゼロとすることは妥当ではない。)
回収額の計上	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 実務にはばらつきがあり、一部の企業は回収額を直接収益に計上している。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 回収額は期待信用損失引当金勘定に貸方計上されることになる。

本提案では、ASU 2010-20で求められている信用の質に関する開示の大半を求めるだけでなく、さらに新たな開示も求めることになるだろう。

開示

本提案では、ASU 2010-20²⁰で求められている信用の質に関する開示の大半に加えて、さらに新しい開示も求めることになるだろう。この開示要件は、本提案の対象範囲となるすべての金融商品に対して適用されることになる。企業は、本提案で明確化されているように、ポートフォリオ・セグメント別²¹ 又は金融資産の種類別²² にこれらの開示を行うことになる。

企業はポートフォリオ・セグメントや金融資産の種類を決定する際に、開示の適切なレベルを決定することが可能になるだろう。この目的は、利用者が有意でないデータに圧倒されず、ポートフォリオを理解するに十分な詳細さのレベルで情報を提供することにある。

Ernst & Youngの見解

ASU 2010-20の開示範囲を負債性証券などの他の金融商品にまで広げることは、金融商品に関する開示を大幅に拡充することになる可能性がある。これは、今までASU 2010-20の開示要件を検討する必要がなかった企業に大きな変化をもたらす可能性が高い。

開示案の目的は、財務諸表の利用者に下記の情報を提供することにある：

- ▶ 経営陣による信用の質のモニタリング方法を含め、企業の金融資産ポートフォリオが抱える固有の信用リスク
- ▶ 過年度の報告期間からの見積りの変動を含めた、企業の期待信用損失の見積り

ASU 2010-20の対象範囲となる金融商品が広がることに加え、本提案では下記の通り追加の開示を求めることになるだろう。

経営陣による見積りプロセス

本提案では、企業に対し、期待信用損失の見積りについて利用者が理解できるような情報を提供するように求めている。中でも本提案では下記に関する開示を行うように求めている。

- ▶ 企業がどのようにして期待信用損失の見積りを行っているか
- ▶ 過去の事象、現在の状況、及び合理的かつ裏付け可能な予測など、期待信用損失の現在の見積りを行う際に、企業が検討している要因
- ▶ 当期の見積りに影響を及ぼす重要な事象又は状況であって過年度の報告期間には企業が予期していなかったものを含む、企業が検討する要因の変化、及びその要因が変化した理由
- ▶ 見積り技法の重大な変更、及び変更がある場合には、その変更を行う理由

FV-OCI測定に分類される資産に関し期待信用損失を認識しないという実務上の簡便法を利用する企業も、ポートフォリオ・セグメントレベルで当該簡便法が適用される資産の償却原価残高を開示することになる。

Ernst & Youngの見解

企業は、見積りに組み込まれる予測に関し、予測がそもそも主観的で判断を要するものであることから、透明性のある情報を提供する必要があるだろう。例えば、自社が目下経済循環のどの位置にあるかの評価や、その状況が経営陣による期待信用損失の見積りにどのような影響を及ぼすかに関して、情報提供が必要になる可能性が高いだろう。この開示は、異なる企業間の見積りの差異を把握する際に役立つものとなるだろう。

償却原価のロールフォワード

企業は、AC又はFV-OCI測定に分類される貸出金、負債性証券及びリース債権の償却原価ベースのロールフォワードを開示することになるだろう。開示内容には、償却原価の期首残高、実行、購入、売却、返済、償却及び償却原価の期末残高が含まれる。

償却原価のロールフォワードを開示するという要請は新しいものであり、銀行を含むすべての企業に対する変更となる。

FV-OCI測定に分類された負債性金融商品に関する調整表

本提案では、企業に対し、FV-OCI測定に分類された資産の公正価値と償却原価との差額に関する調整表を開示することが求められる。これには(1) 償却原価、(2) 期待信用損失引当金、(3) 期待信用損失引当金を控除した償却原価から公正価値へ調整するために必要な累積金額、及び(4) 公正価値が含まれる。

延滞状況

ASU 2010-20で求められている開示と同様、本提案では、企業に対して、報告日現在で延滞している負債性金融商品の償却原価に関する、ポートフォリオ・セグメントレベルに細分化した年齢分析が求められる。また企業は、負債性金融商品が延滞しているかどうかを判断するための方針を開示することになるだろう。債権に関する延滞情報を提供することは新しい報告要請である。

PCI資産

期中に購入したPCI資産に関しては、本提案は企業に対し、購入価額と額面価額との差異に関する調整表を開示するように求めている。この調整表には、購入価額、期待信用損失に起因する購入価額の割引（すなわち、期待信用損失引当金）、その他の要因に起因する割引（又はプレミアム）、及び額面価額が含まれる。これらの

資産は、その後は他の資産と同様に表示されるため、これが、購入後のPCI資産に関する唯一の別建ての開示となるだろう。

発効日

本提案には発効日が盛り込まれておらず、その代わりに審議会は、作成者に対し、本提案を導入するために必要な時間についてフィードバックを求めている。企業は、発効日より前に本提案を導入することはできない。

Ernst & Youngの見解

発効日に関するフィードバックを求めた審議会の依頼にコメントを寄せる際には、企業は、本提案の原則と整合させるために、見積り手法及びプロセスの調整や整備に必要な取組みについて、入念に評価する必要があるだろう。中でも、十分なデータがあるかどうか、及びそのデータが期待損失の見積りに利用可能な形式になっているかどうかを検討すべきである。そうでない場合、企業はデータ収集にどのようなリソースが利用可能かを検討する必要があるだろう。

審議会は発効日に関する協議を行っていないことから、実施に向けた取り組みが必要であることを踏まえると、発効予定日が2015年1月1日よりも前になる可能性は低いと考えている。

経過措置

我々は、すべての企業に対し、自社のメソドロジーやプロセス、統制やデータ需要などに対する本提案の影響を検討するよう働きかけている。

審議会は、経過措置に関する要件についてはごく限られた協議しか行わなかった。審議会は、本提案が発効される最初の報告期間の期首現在の利益剰余金残高に対し、企業が累積的な調整額を計上することを提案した。審議会が協議していない、今後生じる可能性がある経過措置に関する問題は以下の通りである：

- ▶ 現在PCIに指定されている資産を引き続きPCIとして指定するか、PCIの定義に関する提案を用いて再評価する必要があるか
- ▶ 適用前も適用後もPCIの定義に合致している資産は、引き続き現在の会計要件に従うべきか
- ▶ 企業は、TDRであると考えられる資産の原価ベースに対する調整を計上する必要があるか（従前は調整を行っていなかった場合）、特に条件変更TDRの状況が改善している場合。

Ernst & Youngの見解

関係者が本提案をさらに詳細に検討するにつれて、経過措置に関する問題が多数生じる見込みが高いだろう。

コンバージェンス

既述の通り、FASB及びIASBは信用損失の会計処理に関し、それぞれ異なる提案を公表している。付属資料に記載されているように、両モデルの間には多数の大きな相違がみられる。

FASBの提案はIASBとの共同プロジェクトから生じているにもかかわらず、両審議会は別々の提案を公表している。我々は、両審議会が個々の提案に関するコメントに対し、共同で協議することを期待している。その場合には、コンバージェンスへの道が切り開かれる可能性があるだろう。

Ernst & Youngの見解

我々は、この分野でのコンバージェンスを進めるために、コメントレターの提出を通じ双方の審議会の提案を検討するよう関係者に働きかけている。

次のステップ

本提案が持つ重要性を鑑み、我々はすべての企業に対し、本提案が自社のメソドロジー、プロセス、統制、データ需要などに及ぼす影響を検討するよう奨めたい。必要に応じて、企業はFASBのフィールド調査にも参加し、本提案の実現可能性を評価できるよう支援すべきである。コメントの提出期限は2013年4月30日となっている。

脚注:

- 1 FASBは、2012年12月20日に会計基準アップデート「金融商品-信用損失」を提案を公表した。
- 2 IASBの公開草案「金融商品: 償却原価と減損」2009年11月5日
- 3 FASBは、会計基準アップデート案「金融商品の会計処理並びにデリバティブ金融商品とヘッジ取引の会計処理の改訂」2010年5月26日
- 4 FASB及びIASBの補足文書「金融商品の会計処理並びにデリバティブ金融商品及びヘッジ活動の会計処理の改訂-減損」2011年1月31日
- 5 ASC 605「収益認識」
- 6 ASC 944「金融サービス - 保険」
- 7 ASC 840「リース」
- 8 ASC 320「投資 - 負債性証券及び持分性証券」
- 9 ASC 310-10「債権 - 全般」
- 10 ASC 320-10「投資 - 負債性証券及び持分性証券 - 全般」
- 11 2003年 AICPA 全国会議 現在のSECの動向- SECスタッフのスピーチ
- 12 ASC 325-40「投資 - その他 - 証券化金融資産における受益持分」
- 13 ASC 310-40「債権 - 債権者によるトラブルド・デット・リストラクチャリング」
- 14 ASC 310-30「債権 - 信用の質が悪化した購入貸付金及び負債性証券」
- 15 FFIEC（米国連邦金融機関検査協議会）による、財政状態及び損益の連結報告書（コールレポート）の記入要領の用語集の中の「未収利息の不計上」の項。
- 16 通貨監督庁銀行会計アドバイザーシリーズ（トピック2B: 未収利息不計上貸付金）
- 17 ASC 450-20「偶発事象 - 偶発損失」
- 18 ASC 840-20「リース - オペレーティングリース」
- 19 ASC 840-30「リース - キャピタルリース」
- 20 ASU 2010-20「貸付債権の信用の質及び貸倒引当金に関する開示」
- 21 本提案では、ポートフォリオ・セグメントについて、期待信用損失引当金を決定するための体系立った手法を整備し文書化するレベルであると定義している。
- 22 本提案では、金融資産の種類を以下のすべての基準に基づいて決定される金融資産グループであると定義している: (1) 測定属性、(2) 当該金融資産のリスクの特徴、及び(3) 信用リスクのモニタリング及び評価に関する企業の手法

付属資料: FASBの提案とIASBのモデルとの比較

下表は、FASBの提案と2013年の第1四半期に公表が見込まれているIASBのモデルについて主要要素を比較したものである。

	FASBの提案	IASBの暫定的決定
適用範囲	負債性金融商品（貸出金、負債性証券、営業債権など）を含む、公正価値で測定され評価差額を純損益で認識するもの以外の、信用リスクを抱える金融商品、ASC944の適用範囲である保険契約から生ずる再保険貸、ASC840に従って貸手が認識するリース債権及びローン・コミットメント	FASBの提案に加えて金融保証。
測定単位	明確化されていない（期待信用損失は、個々の資産又は資産グループを基準として測定可能である）。	
測定目的	<p><u>一つの測定目的</u></p> <p>期待信用損失引当金は、回収が期待されない契約上のキャッシュ・フローの現在の見積りを反映したものとする。</p>	<p><u>二つの測定目的</u></p> <p>当初認識後、倒産確率が著しく上昇した資産に対しては、期待信用損失引当金は全契約期間にわたる期待信用損失を反映したものとする。</p> <p>他のすべての資産に対しては、期待信用損失引当金は12カ月間の期待信用損失を反映したものとする。</p>
期待損失の見積りの要素	<p>過去の事象、現在の状況、及び合理的かつ裏付け可能な予測に関する情報を含む、期待信用損失に関連した情報</p> <p>貨幣の時間価値（割引キャッシュ・フロー・アプローチを用いる場合には、当初の実効金利が求められる。）</p> <p>期待損失が発生する可能性（最も確実性が高い（発生可能性が高い）帰結のみに基づく見積りは容認されていない。）</p>	<p>おおむねFASBの提案と整合しているが、企業は、リスクフリーレートと当該金融資産の当初の実効金利との間の合理的な利率を利用して割り引くことが可能である。</p>
信用損失の認識	<p>期待信用損失引当金を設定する（資産の対照勘定）</p> <p>引当金の変動は即座に純損益で認識する。</p>	<p>おおむねFASBの提案と整合しているが、二つの測定目的の間の変動も、即座に収益で認識される。</p>
貸倒償却の原則	回収に関する合理的な期待がないと企業が考える場合に、金融資産は償却される。	
購入時点で信用状態が棄損している期待金融資産（PCI資産）	<p>実行後に信用度が著しく悪化した購入資産と定義</p> <p>期待信用損失引当金は取得時に、（取得時点で存在する期待信用損失引当金を購入価額の方増加させることにより）純損益を通さずに認識される。</p> <p>期待信用損失引当金の変動は、損益計算書で即座に認識される。</p>	<p>当初認識時に減損の客観的な証拠がある購入又は実行された資産をいう。</p> <p>当初認識時には引当金は計上されない。実行時又は取得時における残存期間にわたる期待信用損失は、実効金利の決定に組み込まれる。</p> <p>残存期間にわたる期待信用損失の変動は、損益計算書で即座に認識される。</p>

	FASBの提案	IASBの暫定的決定
FV-OCI測定に分類された資産に対する実務上の簡便法	企業は、(1) 公正価値がその償却原価以上であり (2) 期待信用損失が重要とはいえない場合には、FV-OCI測定に分類された個々の資産について期待信用損失を認識しない選択ができる。	なし
簡素化されたアプローチ	なし。本提案の範囲となるすべての資産に対し、モデルは等しく適用される。	重要な財務要素を有する営業債権及びリース債権を持つ企業は、完全なモデル又は引当金が残存期間にわたる期待損失に基づく簡素化されたアプローチのいずれかを適用する会計方針の決定を行う。 短期の営業債権を有する企業は、常に残存期間にわたる期待信用損失を認識する。
受取利息の認識	具体的には明記されていないものの、以下のように考えられる。 ▶ 受取利息は通常、実効金利及び当該資産の償却原価の総額に基づいている。 ▶ PCI資産に関しては、受取利息は実効金利と購入時に認識された引当金を加えた償却原価の金額に基づいている。	受取利息は通常、実効金利及び当該資産の償却原価の総額に基づいている。 当初認識時に減損している資産に対して、または当初認識後に減損の客観的な証拠がある場合（購入されたか、実行されたかに関わらず）、受取利息は当該資産の正味帳簿価額（帳簿価額の総額から引当金を控除した金額）に基づく。
未收利息の不計上に関するガイダンス	元本又は利息の回収が確実でない場合には、受取利息の計上は行わない。	なし

連絡先

本ブローシャーの翻訳は、新日本有限責任監査法人金融部のメンバーが行いました。より詳細な情報をお求めの場合、または専門家のサポートが必要な場合には、以下のメンバーまでご連絡ください。

永野 隆一 (Ryuichi Nagano)
シニアパートナー
Tel: 03 3503 1140
nagano-rych@shinnihon.or.jp

深田 豊大 (Toyohiro Fukata)
パートナー
Tel: 03 3503 3093
fukata-tyhra@shinnihon.or.jp

Ernst & Young ShinNihon LLC

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーサービスなどの分野における世界的なリーダーです。全世界の16万7千人の構成員は、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質において徹底した責任を果たします。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.comにて紹介しています。

アーンスト・アンド・ヤング ジャパンについて

アーンスト・アンド・ヤングジャパンは、新日本有限責任監査法人、新日本アーンスト アンド ヤング 税理士法人、アーンストアンドヤングトランザクションサービス株式会社およびアーンスト・アンド・ヤング・アドバイザリー株式会社など、日本におけるアーンスト・アンド・ヤングの9つのメンバーファームで構成されています。各法人は法的に独立した組織です。

アーンスト・アンド・ヤング FSO（日本エリア）について

アーンスト・アンド・ヤング フィナンシャル・サービス・オフィス（FSO）は、競争激化と規制強化の流れの中で様々な要望に応えることが求められている銀行業、証券業、保険業、アセットマネジメントなどの金融サービス業に特化するため、それぞれの業務に精通した約3万5千人の職業的専門家をグローバルに有しています。また、各業界の規制動向を予測し、潜在的な課題に対する見解を提示するため、業種別にグローバル・ナレッジ・センターを設け、規制動向の収集や業界分析を行っています。アーンスト・アンド・ヤング FSO（日本エリア）は、グローバル・ネットワークと連携して、約1300人の金融サービス業に精通した職業的専門家が一貫して高品質なサービスを提供しています。

© 2013 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

本書又は本書に含まれる資料（以下、「本書等」）のご利用は一般的な参考目的でのご利用に限られるものとし、特定の目的を前提としたご利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等は行わないで下さい。本書等を利用されたことにより発生したいかなるトラブルや損害についても、新日本有限責任監査法人を含むアーンスト・アンド・ヤングのいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも一切責任を負うものではありません。

本書等に含まれる資料に関する著作権その他の知的財産権の一切は、当法人に帰属します。したがって、当法人に無断で、本書等の全部又は一部を複製し、転載し、又は公衆が閲覧可能な状態とすることは、法律により禁止されています。また、当法人に無断での本書等の全部又は一部の第三者への開示もご遠慮下さい。

本資料は SCORE No. BB2488 の翻訳版です。

〒100-0011
東京都千代田区内幸町2丁目2番3号
日比谷国際ビル
新日本有限責任監査法人